

笠間市議会教育福祉委員会記録

令和8年3月4日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	鈴木宏治君
副委員長	酒井正輝君
委員	益子康子君
〃	林田美代子君
〃	田村泰之君
〃	石松俊雄君
〃	大貫千尋君

欠席委員

なし

出席説明員

保健福祉部長	堀内信彦君
高齢福祉課長	鈴木晃君
高齢福祉課長補佐	石川真理子君
高齢福祉課G長	安齋由香君
保険年金課長	山口浩之君
保険年金課長補佐	中庭裕美子君
保険年金課G長	川俣真一君

出席議会事務局職員

主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程

令和8年3月4日（水曜日）

午前10時00分開会

- 1 開会
- 2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第4号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

(2) その他

午前10時00分開会

○鈴木委員長 教育福祉委員会委員の皆様及び執行部の方々におかれましては本日の委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名であります。全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、タブレットに配付しました資料のとおりであります。また、議会事務局より、神長係長、上馬主査が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬主査にお願いいたします。

○鈴木委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました、議案等の審査であります。

審査は、審査日程表により、課別、議案別に行います。

初めに、高齢福祉課が所管いたします、議案第4号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長鈴木 晃君。

○鈴木高齢福祉課長 高齢福祉課鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

この条例は、令和7年度の税制改正を受けた介護保険法施行例の改正により、令和8年度市民税非課税の被保険者が令和8年度の介護保険料算定において市民税課税とみなされる場合があるため、令和7年度及び令和8年度の市民税非課税者であって、令和8年度の介護保険料の算定上、市民税課税とみなされるなど一定の要件を満たす被保険者につきまして、市民税非課税と判定する段階まで介護保険料を特例的に減免するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

資料は、2ページを御覧ください。

第13条、保険料の減免でございます。

第1項では減免の対象者を、第2項では減免の手続を定めております。

改正前の条例では、減免の対象者として、災害などによる財産の喪失、世帯の生計を維持する者の死亡や重篤な状態になった場合や事業の休廃業、農作物の不作などによる収入

の減少などの規定がありましたが、今回の特例減免の実施に当たり、第6号として「その他特別な理由があること。」を加えまして、また減免の手續としまして、個別の申請を不要とし、システムにおいて実施するため、第2項本文のただし書に「及び市長が特に認める場合」を加えるものでございます。

3ページを御覧ください。

附則において、この条例の施行期日は令和8年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。御苦労さまでした。

午前10時03分休憩

午前10時04分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長山口浩之君。

○山口保険年金課長 保険年金課山口です。よろしく申し上げます。

今回の改正につきましては、令和7年度の税制改正に伴い、茨城県が医療福祉対策要綱等の改正を行い、独り親家庭、重度心身者障害者等の所得の控除範囲を拡充することとなりました。

当市では令和5年3月に条例改正を行い、医療福祉費支給に関する所得制限を全ての区

分で既に撤廃しておりますことから、受給者への影響はございませんが、県の要綱等の改正に合わせ本条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

2 ページを御覧願います。

第3条につきましては、社会保険各法を医療保険各法に改めるものでございます。

3 ページを御覧願います。

第4条につきましては、「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「組合員」の次に「加入者」を加えるものでございます。

次に、4 ページを御覧願います。

第3項につきましては、「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改めるものでございます。

次に、第5条第1項第1号、妊産婦に係る支給制限につきましては、改正前の児童手当法施行令で定められている額を、5 ページを御覧願います。第4号、独り親家庭に係る支給制限につきましては、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令に定められている額を、6 ページを御覧願います。第5号、重度心身障害者等に係る支給制限につきましては、改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令で定められている額につきまして、それぞれ各号において規則で定める改正でございます。

次に、第2項につきましては、7 ページにかけましての範囲になりますけれども、地方税法の規定の整理に行い、所得の計算方法につきまして規則で定める改正でございます。

同じく、7 ページ、附則でございますけれども、1、施行期日といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行し、2、経過措置につきましては、施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

執行部の皆さんは御退席ください。お疲れさまでした。

午前10時07分休憩

午前10時08分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で教育福祉委員会に付託になりました議案の審査は全て終了いたしました。

ただいま御審査いただきました審査の結果については、議会最終日の本会議にて御報告いたします。

なお、報告書の作成については正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議はございませんので、正副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、教育福祉委員会を閉会いたします。

午前10時09分閉会